

農村下水道の公共ます新設及び汚水流入に関する要綱

(平成31年 3 月 25日 決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農村下水道（金沢市農村下水道条例（平成 4 年条例第 65 号）第 2 条第 1 号に規定する施設をいう。以下同じ）において、金沢市公営企業管理者（以下「管理者」という。）以外の者が公共ます及び取付管を新設し、汚水を流入する（以下「公共ます新設流入」という。）ことについて、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 公共ます新設流入をしようとする者（以下「申請者」という。）は、農村下水道公共ます新設流入許可申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を提出し、管理者の許可を受けなければならない。

(許可)

第 3 条 管理者は、前条の申請書を受理したときは、次の各号に掲げる内容を審査し、相当と認めるときは、農村下水道公共ます新設流入許可書（様式第 2 号）により許可するものとする。

- (1) 計画汚水排水量が農村下水道の能力に支障を及ぼさないこと。
- (2) 農村下水道の構造又は機能に支障を及ぼさないこと。
- (3) 農村下水道埋設道路部分に原則として隣接する土地からの公共ます新設流入であること。
- (4) 排水設備の設置及び構造の技術上の基準が金沢市農村下水道条例（平成 4 年条例第 65 号）に適合すること。
- (5) 農村下水道計画との調和が図られていること。

2 管理者は、前項の許可に際し必要な条件を附することができる。

(施工)

第 4 条 申請者は、前条第 1 項の許可に係る公共ます及び取付管の設置等の工事（以下「設置工事」という。）を行うにあたっては、関係法令を遵守し、管理者の指示に従わなければならない。

2 設置工事は、あらかじめ管理者が承認した施工業者の監理のもとにおいて行わなければならない。

(費用の負担)

第5条 設置工事に要する費用は、全て申請者の負担とする。

(検査)

第6条 申請者は、設置工事が完了したときは直ちに管理者に届け出て、その検査を受けなければならない。

2 検査に合格しないときは、管理者の指示に基づき手直し工事を施工し、再度検査を受けなければならない。

(施設の管理)

第7条 設置工事により新設された公共ます及び取付管が、前条に規定する検査に合格したときは、管理者の管理に属するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

農村下水道公共ます新設流入許可申請書

年 月 日

（宛先）金沢市公営企業管理者

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

農村下水道へ公共ますを新設し、汚水を流入したいので、必要書類を添えて申請します。

申請場所		敷地面積	m ²
処理区域名			
建築物の主たる用途及び構造			
放流汚水量	m ³ /日最大 (水道水 m ³) (井戸水 m ³) (その他 m ³)		
申請理由 (具体的に箇条書きすること)			

様式第2号（第3条関係）

農村下水道公共ます新設流入許可書

収 第 号
年 月 日

様

金沢市公営企業管理者

年 月 日付で申請のあった農村下水道へ公共ますを新設し、汚水を流入することについては、下記の条件を附して許可します。

記

1. 金沢市農村下水道条例等に定められた事項を守ること。
2. 公共ます及び取付管その他費用は、すべて申請人の負担とします。
3. 排除方式は、分流式で施工すること。
4. 農村下水道施設となる施設等の工事は、本市の承認を受けた業者に施工させること。
5. 排水設備工事は、計画確認申請書をお客さまサービス課へ提出のうえ、金沢市の指定工事業者で施工すること。
6. 農村下水道使用料は、後日調査のうえ徴収します。
7. その他必要があると認められた事項については、その指示に従うこと。
8. 条件に違反したときは、当該許可を取り消します。